

# 新学習指導要領を批判的に受け止める — 高等学校・歴史教育の現場から —

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-04-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00061863">https://doi.org/10.24517/00061863</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 新学習指導要領を批判的に受け止める

— 高等学校・歴史教育の現場から —

地理歴史科 宮崎 嵩啓

本稿の課題は、2018年3月告示の「高等学校学習指導要領」(2022年4月施行予定)について、特に「歴史総合」に注目して、今般の改訂をめぐる諸問題を歴史教育の現場から考えることである。「資質・能力」を重視した新指導要領や通史教育を事実上放棄した歴史総合に対して、これまでのところ、教育現場からの批判の声は乏しい。なぜ、このような指導要領が出てきたのか、そして我々現場の教員はこれをどう受け止めるべきなのか。本稿では新指導要領の背景に流れる新自由主義の動きを意識しつつ、歴史学や社会学、教育学の指摘を踏まえて、新指導要領を批判的に検討する。

キーワード：新学習指導要領 歴史総合 新自由主義 資質・能力 歴史学と歴史教育

## 1. はじめに

本稿の課題は、2018年3月告示の「高等学校学習指導要領」(2022年4月施行予定。以下、新指導要領)について、特に「歴史総合」に注目して、今般の改訂をめぐる諸問題を高校教育の現場から考えることである。

以下、新指導要領とそのもとで始まる歴史総合をめぐって、これまでに提起された論点を整理し、歴史教育が岐路に立たされていることを明らかにする(第2章)。そして、今回の改訂の背景にグローバリゼーションと新自由主義に適応できる人材育成という方針があることを確認し、人々の歴史意識の変化にも注目する(第3章)。最後に、以上の議論を踏まえ、教育現場に立つ者は新指導要領をどう受け止め、向き合っていくべきなのか、教育現場の実態を踏まえて考察する(第4章)。

## 2. 新指導要領をめぐる議論

新指導要領をめぐっては、すでに多くの議論が積み重ねられてきている。ここでは改めて、新指導要領を手に取りつつ、先学の議論を筆者なりに整理し

てみたい。

まず本田由紀は、今回の改訂を2006年に第一次安倍政権で改正された教育基本法以来の歴史の中に位置づける<sup>1)</sup>。改正教育基本法では第一条、教育の目的に「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」の育成を掲げているが、「必要な資質」の内実は同法第二条、教育の目標で繰り返し強調される「態度」を指し示すと本田は指摘する。その上で、現行指導要領(2009年告示)は改正教育基本法・学校教育法を「十分に反映できなかった」のに対し、今回の新指導要領は改正法の趣旨を「満を持して完全装備」したもので、今般の改訂の本質は「教育全域の徳育化」だと喝破した。

児美川孝一郎は、「これまでの学習指導要領は、何を教えるべきかという教育内容を軸に編成され、そこから付随的に、教育方法や評価の問題等にも規定が及んでいた」が、新指導要領では「資質・能力」を軸に、その獲得のために教育内容と教育方法・評価が構成されていると指摘する<sup>2)</sup>。

その児美川が言うように、今回の改訂では「カリキュラム・マネジメント」なる概念が新指導要領中

に盛り込まれた。石山久男は「従来は教育内容を示すためのものだった学習指導要領に、その内容を徹底させるための方策まで盛り込んだのは初めてである」と指摘する<sup>3)</sup>。いわゆるPDCAサイクルの導入ということだが、米山宏史は「PDCAサイクルとは企業における生産管理や品質管理の方法であり、教育現場にはなじまず、学校に競争と管理をもたらす恐れがある」として懸念を表明する<sup>4)</sup>。

歴史総合についても、これまでにいくつもの問題点が指摘されている。周知のように、歴史総合は1949年以来の日本史・世界史2科目体制を解体して、両者を統合した新科目である。日本史A／世界史A(各2単位、計4単位)は統合後、2単位に半減される。とても従来の規模で近現代史を扱うことは難しく、また日本史と世界史を統一的に把握する方法も確立していない(少なくとも、筆者はそのような書籍を読んだことがない)。なぜこのようなことになるのか。米山宏史は新指導要領を丁寧に検討して、「『歴史総合』の趣旨が従来の通史学習でなく、主題・テーマ学習であり、繰り返しの活動を通じて思考力・判断力・表現力等を習得することを意図した、歴史を題材に技能を学ぶ科目である」と分析した<sup>5)</sup>。そのうえで、「技能の獲得を優先した学習をおこなうならば、授業は歴史の知識と理解を保障しない『活動主義』『技能主義』に傾斜し、『歴史総合』は歴史を学ばず、歴史をツールとした技能習得の学習に陥る危険性がある」と警鐘を鳴らす。近年、歴史学の側からは、通史叙述の意味を再考する議論も提出されており<sup>6)</sup>、そう簡単に通史を手放していいものか、というのが現時点での筆者の結論である<sup>7)</sup>。

このように、新指導要領をめぐる様々な懸念が表明されているが、歴史学や歴史教育の側の反応は懸念一辺倒ではなかった。例えば、成田龍一は加藤公明との対談で、歴史総合は「通史学習ではなく、主題学習」とはっきり断言したうえで、自身が執筆に携わっている教科書についても「近代化・大衆・

グローバル化をキーワードに、これまでの叙述のスタイルを組み直してごらんというのが、おそらく新学習指導要領のもう一つのガイドラインだと思います」と述べる。その際「明治維新を『近代化』—国民国家化の始まりとすると、『自由民権運動』は憲法や議会を要求することで、明治政府とは異なる国民国家の形成をめざしたということになる」、「今までのような自由民権運動の叙述は、変わってこざるをえないでしょう」と語っている<sup>8)</sup>。成田は新指導要領が通史学習ではなく主題学習である点を(その評価はともかく)正しく捉えているが、新指導要領による歴史総合の発足を、従来の歴史教科書の叙述を改め、近年の歴史学の成果を盛り込む機会と捉え、歴史総合が孕む問題点への視座は全く見受けられない。

今野日出晴は、新指導要領下で始まる歴史総合について、期待や可能性を表明する識者が相次いだことについて、そのことの意味が究明されなければならぬとしつつ、「授業をつくる側からすれば、指導要領の目標を所与のものとして受けとめ、如何に授業実践に具体化していくかに腐心してしまう」と述べ、「文部省対日教組」の構図も「消滅しているように見える」現代社会にあって、教員一人ひとりが「捕捉」されている可能性を指摘する<sup>9)</sup>。そのうえで、「内容教科」(内容の習得を目的とする)であった地理歴史科が「資質育成教科」に変質したとき、教員は改訂の方向性に沿う形で、自発的に教材を開発していこうと指摘する。教育行政による教員の統合という問題を指摘した今野の議論は重要で、新指導要領をめぐる教育現場からは批判が起りにくい現状が浮き彫りとなった<sup>10)</sup>。

### 3. 新自由主義時代の指導要領

それにしても、「資質・能力」を教育の至上目的として強調したり、生産管理システムを導入したり、あるいは歴史においては通史が放棄される背景には

何があるのか。

これまでの研究で度々指摘されてきたのは、「OECD Learning Framework 2030」<sup>11)</sup>と新指導要領の親和性である。「OECD Learning Framework 2030」によると、「『VUCA』(不安定, 不確実, 複雑, 曖昧)が急速に進展する世界に直面する中で、教育の在り方次第で、直面している課題を解決することができるのか、それとも解決できずに敗れることとなるのかが変わってくる。新たな科学に関する知識が爆発的に増大し、複雑な社会的課題が拡大していく時代において、カリキュラムも、おそらくは全く新しい方向に進化し続けなければならないだろう」と現状認識が述べられている。そして、「複雑で不確かな世界を歩んでいく力」が生徒には必要だとして、「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」の3つの力を学習者に要求している。

筆者はこの議論が無意味だとは思っておらず、提案の一つひとつを具に読めば、示唆に富む内容もある。しかし、未来の不確実性を過度に強調し、「全く新しい方向へ」教育課程を組み替える議論の性急さには違和感を拭えない。石山久男が鋭く指摘したように、この「OECD Learning Framework 2030」やその影響を受けて作られた「中央教育審議会答申」(2016年12月提出)における「予測困難な未来」の主語は、生徒というよりも企業なのであり、今回の指導要領改訂は「グローバル大資本が国際競争に勝ち抜くことを支える政治・社会体制、すなわち新自由主義体制確立の要求の一環」として行われているのである<sup>12)</sup>。つまり、グローバリゼーションとそのもとで進む新自由主義、そんな時代を逞しく生き延びることのできる「資質・能力」をもった強い個人を育成することが、教育の目的と定められたことを意味している。

このことを踏まえれば、我々は新自由主義(ネオ・リベラリズム)なるものを歴史的に把握し、現代と

はどのような時代なのかという同時代認識を鍛えておかなければなるまい。新自由主義をどのように認識するかということは、新指導要領をどう受け止めるかという問題と直結するからである。菊池信輝の定義によれば、新自由主義とは「国家の経済領域への介入、いわゆるケインズ主義的介入による各種の調整を否定し、契約自由の原則、市場原理による景気調整等、自由主義の『復活』を企図する思想および政策体系」とされている<sup>13)</sup>。個人の自由や市場原理を重視して、政府による個人や市場への介入は最小限にすべきとの立場で、1970年代にケインズ主義的福祉国家への批判として急速に台頭してきたというのが一般的な理解であろう。

井出英策は新自由主義が猛威を振るう現代を「人間の多様性や生存の基礎が経済的な価値尺度に掘り崩されていく時代」と捉え、経済的な価値尺度が万能のものさしとなって、規制緩和や福祉削減、緊縮財政や自己責任が方々で叫ばれていることを指摘する<sup>14)</sup>。しかし、歴史的に考えてみれば人類は18世紀以降、近代化の進展と市場経済の膨張の中で、不安定化する暮らしや脅かされる生存を確かなものにするために、様々な仕組み(財政制度や議会制民主主義、官僚組織など。いわゆる「公的領域」)を発達させてきた。利潤動機だけではうまく機能しない交通や病院、学校、郵便、警察といった仕事は近代国家が引き受け、資本主義化の過程で生じる生活の不安定化に対するセーフティネット(防衛)を充実させてきた。ところが現代は、「この防衛への金銭的負担、すなわち税が、経済の停滞とあいまって、人びとに耐えがたいものとして認識されつつある」として、井出は次のように述べる。

公的領域は際限なき縮小への歩みを余儀なくされ、個人にはできないこと、個人がやろうとしないことを引き受けるという、近代国家の「中核的属性」さえもが捨て去られようとしている。

……いま、私たちが目にしているのは、財政をつうじて経済を成長へと導くことが困難になった政府が、民営化をかけ声に自らを切り刻むことで成長は可能だ、と釈明する姿である。私たちが生活の多くの点で公的領域の保護のもとに置かれるようになったにもかかわらず、その保護を一つひとつ引き剥がし、18世紀以前の時代へと時計の針を巻き戻そうとする近代国家の尾羽打ち枯らした姿なのである。……公的領域が作り変えられるなかで、私的領域の膨張を受け入れているということは、私たち自身が、公的領域の縮小に同意したということにはほかならない。客観的に考えれば恐ろしい決断である。だが、現実には、多くの人びとが、新自由主義を全面的に受け入れつつ、公的な領域をできるだけ狭くとらえるのが正しい、そのような判断を下している。

鋭い現状分析であろう。そしてこの現実には、公的領域の一つである学校においても、例外ではない。昨今は教育現場でも、ガバナンスの強化や学校の特色の明確化が叫ばれ<sup>15)</sup>、管理主義や競争主義が幅を利かせている。筆者の勤務する金沢大学附属高校も、2019年度に校長専任制が導入され、また文部科学省「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」（指定期間3年、年度あたりの事業規模約1,000万円）の指定を受けた。少子化に伴う教員需要の減少を見越して、文部科学省が教員養成を使命としてきた国立の附属学校の再編（いわゆる有識者会議、2016年9月～2017年8月）を検討していたこともあり、WWL事業はいわば生き残りをかけて本校が積極的に手を挙げた事業だった。公的領域の代表格とも言うべき教育においても競争主義が導入され、各学校が特色という形で自らの社会的有用性を自己責任で不断に提示していくことが求められているのである。一見すると、自

校の特色を磨き、その存在意義を社会に提示していくことは何ら問題のない行為に見えるし、実際のところ確かに重要である。しかしながら、他校との差別化や目に見える成果を追い求める教育活動に今後すべての学校が汲々としたならば、もはやそこは公的領域としての学校ではなくなってしまっているのではないか。とりわけ本校のように、その存立根拠が問われている教育現場では、無自覚のうちに新自由主義の旗振り役になりかねない。

もう一つ、新自由主義の進展が、人びとの歴史意識に与える影響も考えておかなければならない。佐貫浩は新自由主義の時代を生きる私たちは、あたかも「市場と経済の力が社会をつくり出していく」唯一の力のように捉えてしまい、「現代を構成する価値は歴史的な政治の営みを通して獲得、蓄積され、市場の論理とは異なる力によって社会に組み込まれたという歴史」は忘れ去られてしまうと指摘する<sup>16)</sup>。大門正克は1990年代以降、「強烈な現在志向によって、次々と生起する重要な出来事が忘却の彼方においやられ、『いま』と『過去』を二分する発想や、さまざまな過去の史実から懐古的で快適なものだけをとりだす歴史意識が現れている」と論じた<sup>17)</sup>。いずれも新自由主義が人びとの歴史意識に与える影響を考察したもので、新自由主義とは「歴史意識を無化する」<sup>19)</sup>力学であることに我々は自覚的であればまい。最近では、世界的なパンデミック下において、加速度的に進む新自由主義とそのもとでの私たちの歴史認識の問題を鋭く指摘した論考も発表されている<sup>18)</sup>。

こうした状況を踏まえれば、我々教育現場に立つ者、なかんずく歴史教育に携わる者は、容易には批判が困難な新自由主義を認識しつつ、その中でそれに抗う実践を構築していかなければならない。筆者の居場所で考えるならば、歴史は技能習得学習でよいのか、通史を放棄してよいのかといった問いや、日々の教育活動が無自覚に格差の拡大再生産に寄与

していないかを自問し続けることが有効であるように思う。もはや新自由主義から完全に自由であることは不可能であるが、しかし、いかにこの経済的な価値尺度を相対化していくかが重要なのではないだろうか。

#### 4. 高等学校・歴史教育の現場から

ここまで、新指導要領とそのもとで始まる歴史総合について、先学が積み上げてきた議論を踏まえつつ、新自由主義の時代という文脈に引き付けて考えてきた。今回の指導要領改訂と歴史総合の開始が、新自由主義というイデオロギーをまとったものであることが改めて浮き彫りになったのではないだろうか。今後、歴史学や歴史教育には、新指導要領が孕む問題点を乗り越える実践を提案していくことが求められるが、未だ筆者はこの点に対して十分な答えを持ち合わせていない。それでも、教育課程が大幅に切り替わる前夜というべき今、教育の現場から発信しておかなければならないことがあるのではと思います、筆を執っている。改めて、本稿から見えてきたことを確認しておきたい。

まず1つは、新自由主義の影響を顕著に受けた新指導要領や歴史総合が、もうすぐ施行・開始されるということである。歴史総合においては、通史教育は放棄され、技能習得学習への転轍を余儀なくされようとしているが、果たしてそれでよいのか。ただですら歴史意識が希薄化しつつある時代に、この改訂は新自由主義の風潮に拍車をかけることになりはしないだろうか。筆者はもちろん、歴史教育に携わる者は、新指導要領や歴史総合の陥穽を十分に自覚して、日々の実践を検討していくことが求められる。

その際、現代史教育は極めて重要になってくるように思う。同時代認識を持つことは、日々目まぐるしい情報に晒され、次々と選択を迫られる現代社会を生きる生徒や私たちにとって、ひとつの有力な手がかりとなりうる。近現代史を扱う歴史総合におい

ても、現代的な諸課題の形成を歴史的に考えることが目標として掲げられており、この点は首肯できる。ここは自戒を込めて、現行の世界史A／日本史Aでどれだけ生徒の同時代認識を鍛えられたかを批判的に検証しつつ、歴史総合においても、いや歴史総合だからこそ、現代史教育の欠落は許されないことを強調しておきたい。

2つに教員の側に潜む問題点を指摘しておかなければならない。ここまでつらつらと私見を披歴してきたが、本稿は筆者のこれまでの実践を厳しく批判する意図も含んでいる。本稿の趣旨に照らしたとき、筆者自身のこれまでの教育実践は新自由主義をどう認識するのかという点であまり鈍感で、無自覚に新自由主義に加担していたのではないかと思うほどである<sup>20)</sup>。なぜこのようなことになったのか、筆者自身も自己点検をしなければならないが、教育現場全体に敷衍して考えたとき、先述したガバナンスの強化や学校特色の明確化の名のもと、管理主義や競争主義が平然と教育現場に持ち込まれている現実が関係してくるように思う。今野日出晴は、教員は指導要領を前提に授業実践を考える傾向にあり、指導要領そのものを批判しにくいと指摘していたが、こうした教員の傾向は指導要領に限ったことではあるまい。加えて、この1年は教育現場もパンデミックに翻弄され、その都度最適解を模索しながら今日まで来ている。パンデミックを口実に、これまでにないスピード感で教育の形も変化している。こうした状況下では、教員たちは教育行政やその背景となる社会状況に対して批判意識を持ちにくく、加えて日々の膨大な業務に忙殺されて、一度立ち止まって学校教育が置かれている現状や課題を省察することが難しい。

この状況を乗り越えていく方法は今の筆者にもわからないが、だからといって何もせず無関心でいることは、いまの状況に無言の賛同を与え、加担することと同義であろう。先学が明らかにしてきたよう

に、新自由主義を極めたその先に待ち受けるのは、市場は万能という価値観のもと、あらゆるものが経済尺度によって選別される社会なのである。私たち教員は、今日の社会に対する認識を鍛えておかなければならない。そのためには、例えば教員のコミュニティを活かして読書会を開くなど、草の根レベルの活動が重要になってくるだろう。その際、新指導要領や歴史総合を議題にすることも忘れてはならない。筆者も現在の勤務校を拠点に、模索を続けていきたい。

最近よく「VUCAの時代」という言葉を聞く。曰く、予測困難で不確実な未来が待っていると。しかしながら、石山久男が指摘するように、果たしてそれほどまでに未来は不透明なのだろうか。民主主義や人権、平和、平等といった人類が創り上げてきた共通の価値が意味を持たなくなる時代がやってくるのだろうか<sup>21)</sup>。歴史は技能習得学習でよいのだろうか。疑問は尽きないが、新自由主義を意識して教育を担うのか、それともこれに（無自覚に）加担するのか、我々がいま岐路に立たされていることは間違いない。

#### 注：

- 1) 本田由紀「『資質・能力』のディストピア—全域化する徳育—」（『人間と教育』第93号2017年3月）。
- 2) 児美川孝一郎「学校の〈道徳化〉とは何か—新学習指導要領に見る、生き方コントロールの未来形」（『世界』第914号2018年11月）。
- 3) 石山久男「小中高の学習指導要領改定で教育はどうなるか」（『歴史地理教育』第881号2018年7月）。
- 4) 米山宏史「学習指導要領の改訂と高校『社会科』教育の課題」（『歴史学研究』第979号2019年1月）。
- 5) 米山宏史「『歴史総合』—その批判的検討と授業づくりを考える」（『歴史地理教育』第881号2018年7月）。
- 6) 大串潤児「歴史学と歴史教育」（『歴史学が挑んだ課題』大月書店、2017年）。

- 7) かつて筆者も、歴史教育が過度に技能主義に陥ることを批判した。拙稿「新型コロナは現代の黒船、いま何を学ぶかが問われている」（2020年9月7日、Benesse High School Online 掲載）。  
[https://bhso.benesse.ne.jp/hs\\_online/info/guide/teachercolumn/vol11.html](https://bhso.benesse.ne.jp/hs_online/info/guide/teachercolumn/vol11.html)
- 8) 加藤公明・成田龍一「歴史教育と歴史学の架橋」（『歴史地理教育』第896号2019年7月）。
- 9) 今野日出晴「内面化される『規範』と動員される『主体』」（『歴史評論』第828号2019年4月）。
- 10) 地理総合に関しては、教育現場からも批判的な見解がすでに提出されている。室谷洋樹「地理総合におけるカリキュラムの構想とその課題」（金沢大学附属高校編『高校教育研究』第71号2019年3月）。
- 11) [https://www.oecd.org/education/2030-project/about/documents/OECD-Education-2030-Position-Paper\\_Japanese.pdf](https://www.oecd.org/education/2030-project/about/documents/OECD-Education-2030-Position-Paper_Japanese.pdf)
- 12) 前掲注3石山論文。
- 13) 菊池信輝「新自由主義・新保守主義の台頭と日本政治」（『岩波講座 日本歴史』第19巻2015年）。
- 14) 井出英策『経済の時代の終焉』（岩波書店、2015年）。
- 15) 文部科学省「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議（第8回）議事次第」（2017年6月19日）。
- 16) 佐貫浩「現代把握の困難性と歴史意識形成への教育の課題—社会の透明化と主体性剥奪のメカニズムを打ち破る—」（『歴史学研究』第899号2012年11月）。
- 17) 大門正克「高度成長の時代」（『高度成長の時代1 復興と離陸』大月書店、2010年）。
- 18) 小沢弘明「新自由主義下のCOVID-19」（『コロナの時代の歴史学』績文堂出版、2020年12月）。
- 19) 吉田裕「近現代史への招待」（『岩波講座 日本歴史』第15巻2014年）。
- 20) 拙稿「歴史こそ課題解決学習の時間に—歴史総合実践報告—」（金沢大学附属高校編『高校教育研究』第70号2018年3月）、同「地域活性化プロジェクト・実践報告」（同第71号2019年3月）。
- 21) 前掲注3石山論文。